

建築物所有者の皆様へ

検査までの流れ（新築用）

『再利用対象物保管場所設置届』提出の目的は、事業系一般廃棄物の減量にあります。町田市では、分別した再利用対象物〔資源〕を廃棄物〔ごみ〕に混入させないように、その保管場所について設置基準を設けています。

※ 事業系一般廃棄物とは

事業所から発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。廃棄物保管場所設置の届出義務はありませんが、適切な保管場所を確保してください。

なお、産業廃棄物の保管については、お手数ですが東京都にお問い合わせください。

※ 再利用対象物保管場所とは

事業所から発生する一般廃棄物のうち、資源化するものを一時保管する場所です。

廃棄物の減量について、どうか趣旨をご理解いただき、貴事業所開所の折には、廃棄物の減量に努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

届け出にあたりまして、次の点にご注意ください。

建築確認申請前に必要書類を添付し、『再利用対象物保管場所設置届』を正・副各1部、計2部御提出ください。

副本は受け付け後お返しします。



建築確認完了届を提出後（同時でもかまいません）ご連絡ください。



日程を調節し、保管場所の検査にお伺いします。検査項目は『一定規模以上の事業用建築物の再利用対象物保管場所設置基準』第3をご覧ください。

※ 副本は検査の時にお持ち下さい。検査後お預かりし、審査後お返し致します。審査には通常一週間ほどお時間をみていただいておりますが、お急ぎの場合はお申し出ください。

設置届の内容に変更や訂正があった場合は、建設者名で速やかに変更または訂正の届けをお出してください。（様式はありません。変更または訂正部分のみ、届出願います。）

また、建物使用前に『廃棄物管理責任者選任届』及び『廃棄物の減量及び再利用に関する計画書』を提出して頂きます。

なお、ご不明の点はご連絡頂きますようお願い申し上げます。

次の場合は事前に協議を行ってください

1 同建築物内に住居がある場合

⇒ 担当課：ごみ収集課（TEL 042-797-7111）

9 世帯以上・・・（家庭） ごみの集積所設置届を提出してください。

8 世帯以下・・・（家庭） ごみの集積場所を指定してください。

2 上記 1 のうち、住居用部分が福祉施設など事業を行う場合

⇒ 担当課：環境政策課（TEL 042-797-0530）

住居用部分であっても各サービスを実施する場合は事業活動とみなします。

事業所関係の届出及び処理を行ってください。

3 町田市の清掃工場へ持ち込む事業系一般廃棄物が日量 200 kg 以上となる場合

⇒ 担当課：循環型施設管理課（TEL 042-797-9155）

町田市にマニフェスト（廃棄物管理票）の提出を行ってください。

【連絡先】

町田市環境資源部環境政策課（担当 金井・吾妻）
町田市下小山田町 3160 番地 町田市バイオエネルギーセンター
TEL：042-797-0530 ／ FAX：050-3160-2758
E-mail：kshigen010_04@city.machida.tokyo.jp